

別表

市町村	保証料の補助（又は補給）を受ける場合の条件等		補助の方法
	補助対象者	補助割合等	
青森市	2(1)により融資（融資額が2千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が2年）以内のものに限る。）を受けた者で、市が別に定める青森市事業活動応援資金支援（県融資制度協調支援）補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料の10分の3	市が信用保証協会に補給する。
五所川原市	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が2年）以内のものに限る。）を受けた者で、市が別に定める五所川原市事業活動応援資金支援補助金交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料全額	市が信用保証協会に補給する。
つがる市	2(1)～(3)により融資を受けた者で、市が別に定めるつがる市中小企業借入資金信用保証料補給金交付規則に規定する要件を満たす者	保証料の10分の4	市が信用保証協会に補給する。
平川市	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が2年）以内のものに限る。）を受けた者で、市が別に定める平川市中小企業信用保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料の2分の1	市が信用保証協会に補給する。
西津軽郡 鱈ヶ沢町	2(1)により融資（融資額が2千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める鱈ヶ沢町事業活動応援資金保証料補助金交付要綱（以下「鱈ヶ沢町交付要綱」という。）に規定する要件を満たす者	保証料の2分の1	鱈ヶ沢町交付要綱の規定により、町が中小企業者に直接補助する。
西津軽郡 深浦町	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が運転資金6ヶ月、設備資金1年）以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める深浦町事業活動応援資金保証料補給金交付要綱（以下「深浦町交付要綱」という。）に規定する要件を満たす者	保証料全額	深浦町交付要綱の規定により、町が中小企業者に直接補助する。
南津軽郡 大鰐町	2(1)により融資（融資額が1千万円以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める大鰐町事業活動応援資金信用保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料の2分の1	町が信用保証協会に補給する。
北津軽郡 板柳町	2(1)により融資（融資額が3千万円以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める板柳町中小企業信用保証料補給金交付要綱（以下「板柳町交付要綱」という。）に規定する要件を満たす者	保証料全額	板柳町交付要綱の規定により、町が中小企業者に直接補助する。

市町村	保証料の補助（又は補給）を受ける場合の条件等		補助の方法
	補助対象者	補助割合等	
北津軽郡 中泊町	2(1)により融資（融資額が2千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める中泊町特別保証制度融資保証料補助金交付要綱（以下「中泊町交付要綱」という。）に規定する要件を満たす者	保証料の2分の1。 ただし、年間15万円を上限とする。	中泊町交付要綱の規定により、町が中小企業者に直接補助する。
上北郡 七戸町	2(1)により融資（融資額が2千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める七戸町事業活動応援資金保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料の2分の1	町が信用保証協会に補給する。
上北郡 六戸町	2(1)により融資（融資額が2千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める六戸町事業活動応援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料全額	町が信用保証協会に補給する。
上北郡 東北町	2(1)により融資（融資額が2千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める東北町事業活動応援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料の2分の1	町が信用保証協会に補給する。
上北郡 六ヶ所村	2(1)より融資（融資額が2千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、村が別に定める六ヶ所村事業活動応援資金保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料全額	村が信用保証協会に補給する。
上北郡 おいらせ町	2(1)により融資（融資額が2千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定めるおいらせ町事業活動応援資金保証料補給金交付要綱（以下「おいらせ町交付要綱」という。）に規定する要件を満たす者	保証料の2分の1。 ただし、年間15万円を上限とする。	おいらせ町交付要綱の規定により、町が中小企業者に直接補助する。